

## 学校法人南九州学園と曾於市との包括連携協定

学校法人南九州学園（以下「甲」という。）と曾於市（以下「乙」という。）は、相互の人的、知的資源の交流と物質的資源の活用を図り、第1条に掲げる目的を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、地域課題の解決及び地域活性化、人材育成並びに甲の教育及び学術研究の発展に資する事を目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の事項について連携し取り組むものとする。

- (1) 教育及び文化に関すること。
- (2) 地域産業の振興に関すること。
- (3) 人材の育成に関すること。
- (4) 学術研究に関すること。
- (5) まちづくりに関すること。
- (6) 健康及び福祉に関すること。
- (7) 防災に関すること。
- (8) その他、甲と乙が協議して連携が必要と認めること。

### （期間）

第3条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも改廃の申し入れがないときには、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方又は相互連携機関等により知り得た情報の内、守秘義務が必要であると指定した情報は、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。

### （その他）

第6条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲、乙が協議して別に定めるものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年5月28日

(甲) 宮崎県宮崎市霧島5丁目1番地2  
学校法人南九州学園  
理事長 寺原 典彦



(乙) 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地  
曾於市  
市長 五位塚 剛

